会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号(6月16日)	
開会、散会の日時	5
出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	6
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	9
承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託	10
議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	12
議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託	14
議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託	15
議案第33号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	16
議案第34号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	19
議案第35号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	20
議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託	23
議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託	25
議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託	26
報告第1号の上程、報告	28
報告第2号の上程、報告	29

報告第3号の上程、報告30
諸般の報告31
散会の宣告・・・・・・・・・31
第 2 号(6月17日)
開議、散会の日時33
出席議員33
欠席議員33
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名33
事務局出席者34
議事日程34
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
一般質問35
宮 城 武 議員35
金 城 勇 議員40
平 良 嗣 男 議員44
休会について
散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第 3 号(6月24日)
開議、閉会の日時47
出席議員47
欠席議員47
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名47
事務局出席者47
議事日程47
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
承認第4号、議案第31号及び議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、
討論、採決
議案第33号~議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決52

議案第36号~議案第39号の一括上程、委員長	報告、質疑、討論、採決55
意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の	省略、討論、採決60
閉会中の継続調査について	62
議員派遣の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
議長派遣の件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
閉会の宣告	64
署名議員	64

平成20年第5回定例会会議録 (会期日程表)

開会 平成20年6月16日

会期9日間

閉会 平成20年6月24日

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程	
				会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般	
				の報告・村長行政報告・議案提案説明・質疑	
			午前10時	議案第30号付託省略 (即決)	
				承認第4号・議案第31号及び32号総務常任委員	
6月16日	月	本会議		会付託	
07101	Л	平云硪		議案第33号~議案第35号予算審查特別委員会付	
				託	
				議案第36号~議案第39号経済建設常任委員会付	
				託	
				報告第1号~報告第3号の報告	
		本会議	午前10時	一般質問	
6月17日	火	委員会	午後1時	承認第4号・議案第31号及び議案第32号総務常	
		AHA		任委員会 (説明~採決)	
				議案第36号~議案第39号経済建設常任委員会	
		く 委員会	午前10時 午後1時	(説明~採決)	
6月18日	水			陳情第7号経済建設常任委員会	
				議案第33号~議案第35号予算審査特別委員会	
			T (X 1 m)	(説明~採決)	
6月19日	木	休 会		監査委員研修会	
6月20日	金	休 会		監査委員研修会	
6月21日	土	休 会			
6月22日	日	休 会			
6月23日	月	休 会			

月日	曜日	会議別	開議時間	日 程			
				承認第4号・議案第31号及び32号総務常任委員			
			会委員長報告、質疑、討論、表決				
		議案第33号~議案第35号予算審查特		議案第33号~議案第35号予算審査特別委員会委			
6 H 94 H	6月24日 火 本会議 午後3日	左 後 9 時	員長報告、質疑、討論、表決				
0月24日					八 平云硪	一个 及 3 时	議案第36号~議案第39号経済建設常任委員会委
			員長報告、質疑、討論、表決				
			経済建設常任委員会委員長報告(陳情)質疑、				
				討論、表決、意見案等の処理 (閉会)			

会期日数 9日間 本会議日数 3日間 委員会日数 2日間 休会日数 5日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件名	陳情者氏名	付 託 委員会
7	平成20年 5 月29日	過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業 用有機資材を締め出す不 法な行政指導の改善を求める意見書	合資会社緑源 社長 諸 百合子	経済建設 常 任 委員会



平成20年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成20年6月16日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成20年6月16日 午前10時00分) 散 会 (平成20年6月16日 午前11時10分)

2. 出席議員(10名)

 1番議員 大 城 佐 一
 6番議員 宮 城 武

 2番議員 新 城 一 智
 7番議員 具志堅 朝 秀

 3番議員 友 寄 景 光
 8番議員 平 良 英 勝

 4番議員 東 武 久
 9番議員 平 良 嗣 男

 5番議員 金 城 勇
 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

シークワーサー 村 長島袋義久 山 城 均 振興室長 建設環境 新 里 政 副村長宮城重徳 課 長 企画観光 総務課長島袋幸俊 島 袋 一 道 課 長 財務課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安 住民福祉 宮 城 博 俊 教育長平良 宏 産業振興 新 城 寛 教育課長友寄景善 課

選挙管理 委 員 会 島 袋 幸 俊 書 記 長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承 認 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて	提案説明
6	議 案 第30号	大宜味村公益法人への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議 第31号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議 第32号	大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関す る条例	提案説明
9	議 案 第33号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
10	議 第34号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	提案説明
11	議 案 第35号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	提案説明
12	議 第36号	農業用用水施設整備工事の請負契約について	提案説明
13	議 第37号	村道安根塩屋線道路改良工事 (1工区) の請負 契約について	提案説明
14	議 第38号	村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負 契約について	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
15	議 第39号	村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負 契約について	提案説明
16	報 告 第 1 号	大宜味村国民保護計画の報告について	報告
17	報 告 第 2 号	繰越明許費繰越計算書について	報告
18	報 第 3 号	平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及 び予算の報告について	報告

◎開会及び開議の宣告

O 議長(宮城功光) おはようございます。ただいまから平成20年第5回大宜味村議会 定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長(宮城功光) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番 平良嗣男議員 及び1番 大城佐一議員を指名します。

◎会期の決定

O 議長(宮城功光) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの9日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの9日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長(宮城功光) 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、経済建設常任委員会に付託しましたから報告します。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に、会議等について報告いたします。

お手元に配りました会議等の出席報告書のとおりでありますけれども、3月20日、名桜

大学卒業式に出席をしております。

また、5月10日には、県植樹祭で今帰仁村総合運動公園において植樹祭に参加をしております。

5月18日、19日には、八重山在住大宜味一心会運動会ということで、ことし初めて竹富町においてグラウンドゴルフ大会を開催し、100名余りの一心会員が参加をしております。なお、八重山群島には、本村の一心会の皆さんが228件という会員であります。高齢者もたくさんいて、非常に一心会の皆さんが頑張っていることを報告をしておきたいと思います。

6月11日には、大保ダムの視察を行い、ダム事務所の所長を初め、管理職の皆さんとの 懇親会を深めることができ、大変意義深い懇親会ができました。

以上、報告を終わります。

◎行政報告

O 議長(宮城功光) 日程第4 行政報告を行います。

村長から申し入れがありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) おはようございます。

平成20年第5回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、多くの議員のご出席の もと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。よろしくお願いいたし ます。

それでは、一般行政報告を幾つか申し上げておきたいと思います。

平成20年3月は卒業式のシーズンでございまして、3月9日には第28回大宜味中学校卒業式が行われました。男子27名、女子21名、計48名が新たな自分探しの道へ出発いたしました。「永遠の絆」のテーマのもと、多くの来賓が出席、盛大に挙行されました。友寄校長から一人一人に卒業証書が手渡され、多くのことを学び、思い出の詰まった学校を後にし、新たな出発をいたしました。大宜味中学校28期生の前途を祝して、来賓のあいさつを述べました。

また、21日には各小学校でも卒業式が行われ、各学校長から合計39名が卒業証書を受け 取り、中学校への夢を抱き、晴れやかに旅立ちました。

また、辺土名高校、それから名桜大学でも卒業式があり、激励のため出席をいたしまし

た。

なお、その他資料としていろいろ配付してございますので、ご参照にしていただければ と思います。

それから、4月に入りまして塩屋湾一周トリムマラソン大会がございまして、第30回の記念大会が新緑の塩屋湾で、村内外から900人余のランナーが参加し、3キロメートル、5キロメートル及び9.5キロメートルコースでトリム部門、競走部門が盛大に開催されました。記念大会にふさわしく天候にも恵まれ、高記録が続出いたしました。また、村制施行100周年を祝う記念大会でもあり、100周年を記念した表彰も多く創出され、記念品を受け取った参加者から喜ばれていました。

なお、その他のことにつきましては記載資料として提示してございますので、よろしく お願いいたします。

それから、5月に入りまして、先ほど議長報告にもありましたが、八重山一心会総会運動会、敬老会がありまして、これは恒例の八重山在住大宜味一心会の運動会、今回はグラウンドゴルフ大会でございました。敬老会、総会等が、今回初めて西表に渡り、竹富町立交流センターで開催されました。これまでの運動会と趣向を変え、だれもが参加できるグラウンドゴルフでは、久しぶりに会う会員同士話が弾み、楽しいひとときを満喫していました。村からは、議長、副村長とともに参加し、会員を激励し、交流を深めてまいりました。

なお、その他のことにつきましては、資料として添付してございます。よろしく参照い ただければと思います。

以上で行政報告を終わります。

O 議長(宮城功光) これで行政報告を終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて 地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決 処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議をお願いい たします。

O 議長(宮城功光) 住民福祉課長。

(宮城博俊住民福祉課長 登壇)

O 住民福祉課長(宮城博俊) ただいま村長から提案のありました承認第4号の専決処分の承認を求めることについて、概要を説明いたします。

平成19年度大宜味村老人保健特別会計において、国庫負担金等の交付決定額が負担金所要額を下回ったことにより特別会計全体の歳出が歳入を上回りました。それによって、不足額を平成20年度予算から繰り上げ充用して補う必要が生じたためであります。

これで、概要の説明を終わります。

- O 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) では、承認第4号について質疑を行います。

この専決処分は、平成20年5月26日に専決されております。この日は、第4回の臨時議会が開催されておりますが、これになぜ間に合わなかったのかという説明と、やっぱり不足が生じる見込みというのは前から予測されていたんじゃないかと思われることと、また、専決は大体上位法が変わったのに伴って字句の変更とかが主なんですが、予算が絡んでいる専決は多分初めてじゃないかなと思います。この辺、臨時議会になぜ間に合わし切れなかったのかとか、そういう経緯と、この辺についてもう少し詳しい説明をお願いします。

- O 議長(宮城功光) 住民福祉課長。
- 住民福祉課長(宮城博俊) じゃ、簡単に専決処分までのいきさつを説明いたします。 一応4月14日、歳出のほうで医療費現物分2,912万6,773円の支出で歳出が歳入を上回っ て歳入の不足が生じているということは、そのとき確認できたと思います。それと、5月 23日の一時借入金利息分の支払いで、最終不足額の260万671円が確定しております。それ から、一応説明としまして、先ほど説明しました4月14日の不足額の確定段階で、20年度 より充用しなければならないということはわかっていたが、具体的な方法がわからなかっ たことと、それと6月26日の一時借入金の返済のときに、他町村の充用事例をもとに検討

したところ、20年度予算の補正を組んで対応しなければならないということがわかって、 その日のうちに専決処分の手続をした。以上が、専決処分を行うまでのいきさつです。 以上です。

- O 議長(宮城功光) 2番 新城一智議員。
- 2番(新城一智) 今の話だと、14日にはもう不足見込みがわかっていたということなんですね。この26日の臨時議会にそういうのがわかっているんであれば、なぜ追加提案でもできなかったかということです。ただ、これは予算の部分がありますので、やっぱり議会が余り軽視されるのも、ちょっと議会としても強く言っておかないといけないところでもありますし、また、今後絶対こういうことはあってはいけないと思いますので、その辺も含めて、村長のほうから一言もらいたいと思います。
- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- 村長(島袋義久) ただいま一智議員のご指摘のとおり、経験がないとはいっても、これまでこういう実績といいますか、役場、村としてはやったことがないということであっても、やはりそこのところは慎重にもう少しやるべきだったと。この議会が、26日の臨時議会に間に合わせられなかった、先ほど課長から説明があったような経緯がございまして、今後はこういうがあってはいけないということで、議会との関連を非常に大事にしたいということでありますし、こういう事態が起こってしまったということに対しましてはおわびを申し上げ、今後こういうことがないようにしっかりとやっていきたいなということ。それは、課長等会議の中でも、こういうことが二度と起こらんようにというようなことは、一応職員の襟を正して頑張ろうやということの村長からの説明もしてございます。以上です。
- 議長(宮城功光) ほかに質疑ありませんか。(発言する者なし)
- O 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、総 務常任委員会に付託します。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

O 議長(宮城功光) 日程第6 議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に 関する条例の一部を改正する条例を議題とします。 本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) それでは、議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に 関する条例の一部を改正する条例

上記議案を次のとおり提出する。

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第5号)の一部を次のように改正する。

題名中「公益法人」を「公益的法人」に改める。

第1条中「公益法人」を「公益的法人」に改める。

第9条本文、第1号及び第2号中「又は有限会社」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う地方公務員法等 の改正に伴い本条例を改正する必要があり本議案を提出する。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第30号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略し ます。

これから討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第30号 大宜味村公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を 改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第7 議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例 大官味村手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成20年6月16日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

大宜味村手数料徴収条例の住民票に係る手数料の分類を明確にすること、また、国の特別交付税措置の拡大に伴い、平成22年度までの期間に限り住民基本台帳カードの交付手数料を無料化し、住民サービスの向上と住民基本台帳カードの普及促進を図るため、本案を提出する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 住民福祉課長。

(宮城博俊住民福祉課長 登壇)

O 住民福祉課長(宮城博俊) ただいま村長から提案のありました議案第31号について 説明いたします。

大官味村手数料徴収条例の一部を改正する条例

大宜味村手数料徴収条例(平成12年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第15号本文中「1件につき 200円」を削る。

附則第2項の次に、次の1項を加える。

(住民基本台帳カード交付手数料等に関する経過措置等)

3 第2条第1項の規定に関わらず、平成20年7月1日から平成23年3月31日までの間、 同項第29号及び30号に係る手数料は徴収しないものとする。

附則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

なお、説明書の13ページに新旧対照表をつけておりますので参考にしてください。 これで説明を終わります。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第31号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第8 議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

上記議案を次のとおり提出する。

平成20年6月16日提出

提案理由

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、大宜味村の人事行政の運営等の状況の報告及び報告の公表が必要なため。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

O 総務課長(島袋幸俊) では、第32号議案 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表 に関する条例の概略を説明します。

第1条では、地方公務員法第58条の2の規定により、必要な事項を定める趣旨をうたっております。

第2条は、各任命権者から村長への報告時期を定めております。

第3条では、報告事項を第1号から第8号までの間で定めております。

第4条では公表の時期、第5条では公表の方法を定めております。

第6条は、委任事項です。

施行期日を公布の日からとしております。

○ 議長(宮城功光) これで議案第32号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例は、 総務常任委員会に付託します。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第9 議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算を 議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)

平成20年度大宜味村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,756万3,000円を追加し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,848万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

O 副村長(宮城重徳) それでは、議案第33号の平成20年度大宜味村一般会計補正予算 の内容をご説明したいと思います。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますけれども、増減の大きい主な款でご説明をしたいと思っております。 第14款の県支出金817万4,000円の増がございますが、これは主に県民税の取り扱い交付金 の104万8,000円と、それから赤土等の流出対策関連経費700万円が計上されております。

それから、18款の繰越金を見ていただきたいと思いますが、繰越金の6,148万円の増となっております。これは、前年度繰越金6,000万円、それから埋め立て事業特別会計剰余金の148万円がございます。その増でございます。

それから、19款の諸収入の748万9,000円の増がございますけれども、その中には増減がございますが、まず、新エネルギービジョンの策定費が221万6,000円減となっております。逆に、大保ダム建設事業に伴う炭焼き窯跡掘削調査業務として632万円の増になっております。そして、障害者自立支援給付費負担金の実績に伴う確定分として338万5,000円が増となっております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。

まず、第2款の総務費の171万8,000円の減となっておりますが、事項間に増減がございます。主に、企画費の新エネルギービジョンの策定関係の事業費221万6,000円の減でございます。それから、税務総務費の税源移譲による住民税の還付に伴う償還金227万9,000円の増となっております。それから、総務管理費の中に海外旅費の77万9,000円を計上して

おりますが、それは、ブラジル移住100周年の式典参加への村長の海外旅費が含まれております。

それから、第3款民生費が123万2,000円の減となっておりますが、これは主に国民年金事務費で128万4,000円の減、それから国民健康保険費の278万9,000円の減となっておりますけれども、議案説明書の33ページをお開きいただきたいと思います。一部追加しているのがございます。33ページの中で保健衛生費の中に、実は診療所関係が若干予算計上しているものがございます。基本的には、3月に診療所の住宅部分は改修を済みました。しかし、4月以降、診療が継続しておりましたので、下の診療部門につきましてはほとんど修繕等は手をつけ加えてございません。そして、先生にも3年後に診療所の移転ということで大幅に改善がありますのでと基本的には了解を得ておりますが、緊急に、しかも院内感染の予防の観点から、どうしても整備してほしいという要望がございました。それで、説明書の33ページの中で、まず診療所の中の待合室のタイルの張りかえ、それから車両、リフトバスがございますが、これはブレーキが故障して非常に危険だということで、これも修繕をお願いしたいということでございました。それから、治療用の器具の一部のシステムの変更がございます。そして、前の先生から、本来ならば処分されておるべきでした診療所の廃棄物、それが若干たまっておりますので、この診療所処分手数料として計上してございます。

それから、第6款農林水産費の2,926万3,000円の増がございます。これは、主に土木費より農地費へ土木総務委託料の850万3,000円と工事請負の1,351万円を移しかえしたものでございます。

それから、第10款の教育費604万7,000円の増となっておりますが、先ほどご説明しましたように、文化財保護のための大保ダム建設事業に伴う炭焼き窯跡の発掘調査経費632万4,000円が増加として計上しております。

それから、13款の諸支出金3,148万1,000円の増がございますが、先ほど歳入でも説明いたしましたように、まず、繰越金600万円のうちの2分の1を財政調整基金に、それから148万1,000円を財産形成基金のほうに積み立ててございます。

残余を予備費に3,473万6,000円の増としてございます。

以上の補正額7,756万3,000円となっておりまして、なお、詳細につきましては委員会のほうで担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○ 議長(宮城功光) これで議案第33号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第10 議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会 計補正予算を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)

平成20年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させます。よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** それでは、議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別

会計補正予算の内容をご説明したいと思います。

予算総額の増減はございませんけれども、財源組み替えの内容となっております。

まず、予算書の1ページをお開きいただきたいんですが、歳出の中での保険給付費の療養諸費329万円を一応計上してございますが、このほうを予備費から充当しての組み替えとなっております。

よろしくお願いしたいと思います。

O 議長(宮城功光) これで議案第34号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第11 議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会 計補正予算を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)

平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,708万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

> 平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

〇 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ **副村長(宮城重徳)** 議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正の 内容をご説明したいと思います。

補正額の300万円の内容についてご説明したいと思いますが、まず、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正は、繰越金が300万円ございました。それで、2ページをお開きいただきたいと思いますけれども、歳出としましては簡易水道総務費の簡易水道管理費に充てたいと思います。その中の一部は、今回の人事異動等がございましたので人件費に15万3,000円を充ててあります。それで、残余は予備費として284万7,000円を計上しまして、300万円の補正としていきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第35号についての提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して 審査することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、

委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと 思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

O 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任する ことに決定しました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第12 議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について 本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第 5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 農業用用水施設整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金1億1,025万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字喜如嘉992-2

商号 有限会社山口建設

氏名 代表取締役山口 明

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 産業振興課長。

(新城 寛産業振興課長 登壇)

O 産業振興課長(新城 寛) それでは、議案第36号の補足説明を行いたいと思います。 本工事は集落地域整備事業(喜如嘉地区)の一環で、田嘉里地内に平成19年度より進め ている農業用用水施設整備であります。平成19年度の整備で一部が施行済みになっており、 今回の工事は前年度で未完成箇所の工事を整備し、平成21年度4月から計画的な農業用用 水を供給する工事となっております。

工事概要といたしましては、幹線配水路VP直管でパイが75ミリからパイ250ミリ、延長約1,229メーター、支線配水路VP直管でパイが75ミリからパイ150ミリ、延長約1,882メーター、給水栓工、57カ所、取水工といたしまして1カ所を予定する工事であります。 なお、平面図等を添付しておりますので、ご参照ください。

説明を終わります。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第36号の提案理由の説明を終わります。 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

O 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第13 議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事 (1工区) の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約 について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約

- 3 契約金額 金7,035万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字屋古264-3

商号 株式会社沖縄緑建

氏名 代表取締役具志堅 功

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 休憩いたします。

(午前10時44分)

O 議長(宮城功光) 再開いたします。

(午前10時45分)

(7番議員 午前10時45分退場)

O 議長(宮城功光) 建設課長。

(新里政雄建設環境課長 登壇)

○ 建設環境課長(新里政雄) 議案第37号の補足説明を行います。

本工事は、沖縄北部振興対策特定開発事業の19年度事業で進めてきました塩屋湾外埋立 地内の村道安根塩屋線改良工事であります。平成20年度第3回大宜味村定例議会で繰り越 し手続を終え、今回の契約案件となっております。

工事概要

- 工事名、村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)
- 工事場所が、大宜味村字根路銘地内となっております。
- 工事の種別といたしまして、交差点工事延長280メーター、道路改良工事延長285メーター、幅員が11メーターから14.5メーターとなっております。

交差点の計画といたしまして、本交差点は根路銘側の国道58号線と埋立地側の村道安根 塩屋線が接続するT型交差点の工事で、村道から国道に車の乗り入れに必要な視距等の交 通制御があり、国道側の改良が280メーターとなっております。なお、交通安全対策として、交差点部分に横断歩道を2カ所や夜間照明3基の設置及び村道側に一時制御を行う計画をしております。

なお、図面等の資料を添付しておりますので参照にしていただきたいと思います。よろ しくお願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第37号の提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請 負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

(7番議員 午前10時48分入場)

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

O 議長(宮城功光) 日程第14 議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区) の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2 工区)の請負契約 について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金6,720万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字宮城55番地

商号 有限会社大喜建設

氏名 代表取締役平良善弘

平成20年6月16日提出

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2 条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

O 議長(宮城功光) 建設課長。

(新里政雄建設環境課長 登壇)

○ 建設環境課長(新里政雄) 議案第38号の補足説明を行います。

本工事は、沖縄北部振興対策特別開発事業の19年度事業で進めてきました塩屋湾外埋立 地内の村道安根塩屋線の改良工事であります。平成20年度第3回大宜味村定例議会で繰り 越し手続を終え、今回の工事案件となっております。

工事概要

工事名が、村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)

工事場所、大宜味村字塩屋地内

工事の種別といたしまして、交差点の取りつけ工事、延長304メーター、村道改良工事 152メーター、幅員14.5メーターとなっております。

交差点の計画でございますが、本交差点は塩屋側の国道58号線と村道念蒲エーガイ線及 び埋め立て側の村道安根塩屋線が交差する十字型交差点の工事で、両村道から国道に乗り 入れが必要になり、交差点交通制御、設計条件より視距等の制御があり、国道側の改良が 304メーターとなっております。なお、交通安全対策として、交差点部分に横断歩道や夜 間照明4キロ設置及び両村道側に一時停止の制御を行う計画となっております。よろしく お願いします。

O 議長(宮城功光) これで議案第38号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請 負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第15 議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区) の請負契約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3 工区)の請負契約 について

本件について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金7,560万円
- 4 契約の相手 住所 大宜味村字塩屋721番地 商号 合資会社宮城産業 氏名 代表者宮城一恭

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

提案理由

本件については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を要する。

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長(宮城功光) 建設課長。

(新里政雄建設環境課長 登壇)

○ 建設環境課長(新里政雄) 議案第39号の補足説明を行います。

本工事は、沖縄北部振興対策特定開発事業の19年度事業で進めてきました塩屋湾外埋立 地内の村道安根塩屋線道路改良工事であります。平成20年度第3回大宜味村定例議会で繰 り越し手続を終え、今回の工事案件となっております。

工事概要といたしまして、工事名、村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)。

工事場所、大官味村字塩屋地内。

工事の種別なんですけれども、村道改良工事、延長666.7メーター、幅員14.5メーター となっております。

道路の計画といたしまして、本計画は塩屋湾外埋立地内の幹線道路で、起点、終点を国道58号線とし、計画交通量2,300台/日、第3種第3級の計画道路であります。ルートは、公有水面埋立地の土地利用計画を踏襲する計画とし、北から南へ走る幹線道路で、設計速度、1時間40キロとなっております。歩道は、全区間において左側設置(陸側)と、右側は施設配置計画のある箇所に設置し、植樹も計画をしております。よろしくお願いします。

○ 議長(宮城功光) これで議案第39号の提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請 負契約については、経済建設常任委員会に付託します。

◎報告第1号の上程、報告

○ 議長(宮城功光) 日程第16 報告第1号 大宜味村国民保護計画の報告についてを 議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) 報告第1号 大宜味村国民保護計画の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第1項の規定により作成した大宜味村国民保護計画を、同条第6項の規定により別紙のとおり報告します。

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきまして担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

議長(宮城功光) 総務課長。

(島袋幸俊総務課長 登壇)

○ 総務課長(島袋幸俊) では、大宜味村国民保護計画の概略を説明します。 武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護し、その影響力を最小 限にすることを目的とした武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年6月に制定されております。この法律では、避難や救護などを迅速かつ的確に 実施するため、市町村は県の計画に基づき国民保護計画を作成するよう定められています。

これを受け、県知事との事前協議を経て、国民保護検討委員会で素案を作成し、その後、知事との3回の事前協議を終え、村長から大宜味村国民保護協議会へ諮問、2回の国民保護協議会で審議、協議の後、村長へ答申しております。それを受け、県知事との正式協議を平成20年3月27日に行い、4月1日に県知事より異議なしという回答を得て、今回の報告の大宜味村国民保護計画を作成しました。

内容については、第1編から第5編までの計画となっています。

第1編の総論では、村の責務、計画の位置づけ、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務または業務、村の地理的、社会的状況をうたっています。基本方針では、基本的人権の尊重、国民の権利利益の迅速な救済、国民に対する情報提供、関係機関相互の連携協力の確保、高齢者・障害者等への配慮などを定めています。

第2編、平素から備えや予防などをうたっています。村における各課室等における平素の業務、消防機関、県、近隣市町村や指定公共機関との連携、情報収集・提供等の体制整備を構築するほか、国民保護の仕組みについて住民への啓発等を定めています。

第3編では、武力攻撃事態等への対処をうたっています。村では、初動連絡体制の迅速な確立、また対策本部などを設置し、県消防機関、マスコミなどと連携し、迅速かつ的確に警報等を住民に伝達し、住民の避難誘導などを行うことを定めています。救援や安否情報の収集・提供、保健衛生の確保、その他の措置なども定めています。

第4編は、復旧について定められております。基本的な考えや公共施設の応急の復旧、 費用の支弁等を定めています。

第5編については、緊急対処事態への対処を定めています。

以上、報告を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで報告第1号の報告を終わります。

◎報告第2号の上程、報告

O 議長(宮城功光) 日程第17 報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題と します。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

平成19年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

平成20年6月16日提出 大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては担当課長から説明させますので、よろしくお願いします。

〇 議長(宮城功光) 財務課長。

(神里富松財務課長 登壇)

○ 財務課長(神里富松) 報告第2号 繰越計算書について説明します。

6 款農林水産業費、2項林業費の林道開設事業について説明します。3月議会で承認いただきました1,000万7,000円のうち、平成19年度の実績が361万7,000円の増額となり、639万円を繰り越すものであります。なお、繰り越しました事業は平成20年5月で完了となっております。

8款土木費、2項道路橋梁費の道路改築事業について説明します。3月議会で承認いただきました3億7,672万円のうち、承認された同額の3億7,672万円を繰り越すものであります。繰り越し事業は、5月臨時議会で2件の契約案件、今回の議会で3件の契約案件を提出しています。これで、繰り越しに係るすべての工事の発注となり、平成21年2月末の完了予定となっております。

以上で報告を終わります。

○ 議長(宮城功光) これで報告2号の報告を終わります。

◎報告第3号の上程、報告

O 議長(宮城功光) 日程第18 報告第3号 平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業 計画及び予算の報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 報告第3号 平成20年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予 算の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成20年度沖縄

県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告いたします。

平成20年6月16日提出 大官味村長 島袋義久

なお、平成20年度の事業計画書等を別紙としてお配りしてございますので、後ほどお目 通しいただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。報告を終わります。

O 議長(宮城功光) これで報告第3号の報告を終わります。 休憩します。

(午前11時05分)

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時09分)

◎諸般の報告

O 議長(宮城功光) これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の 報告が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に大城佐一議員、副委員長に新城一智議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前11時10分)

_	32	_
---	----	---

平成20年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成20年6月17日

1. 開議、散会の日時

開 議(平成20年6月17日 午前10時00分)

散 会(平成20年6月17日 午前10時43分)

2. 出席議員 (9名)

1番議員 大城佐 一 7番議員 具志堅 朝 秀

2番議員 新 城 一 智 8番議員 平 良 英 勝

3番議員 友 寄 景 光 9番議員 平 良 嗣 男

5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

6番議員 宮 城 武

3. 欠席議員(1名)

4番議員 東 武 久

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長島袋義久 ^{シークワーサー} 山城 均 振興室長

副村長宮城重徳 建設環境 新里政雄

総務課長島袋幸俊課長島袋一道

財務課長 神 里 富 松 会計課長 山 城 清 安

住民福祉 宮 城 博 俊 教 育 長 平 良 宏

産業振興 課 長 新 城 寛 教育課長 友 寄 景 善 選挙管理 委 員 会 島 袋 幸 俊 書 記 長

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。 事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程(第2号)

日程番号	事件番号		件	名	摘	要
1		一般質問				

◎開議の宣告

○ 議長(宮城功光) おはようございます。これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

○ 議長(宮城功光) 日程第1 一般質問を行います。

◇ 宮 城 武 議員

○ 議長(宮城功光) 通告順により発言を許します。 シークヮーサー加工施設と指定管理者制度について、宮城 武議員。

○ 6番(宮城 武) 一般質問をいたしますけれども、シークヮーサー加工施設と指定 管理者制度について質問いたします。

まず、シークヮーサー加工施設と指定管理者制度について質問いたしますけれども、これは3月の定例会でも質問いたしました。引き続いてのものになりますが、シークヮーサー加工施設の管理者は、公募制をもって選考し、公平に審査するとのことでしたが、それを再度確認したいと思います。

そうしまして、平成18年3月の議会以前に、村としては大宜味村物産振興会とは契約を切るということを話した覚えはありますかと、または聞いたことがありますかと。そうしまして、次年度から操業する予定の東村に計画中の総合農産加工施設(仮称)でも、シークヮーサーを取り扱うことを承知していますか。

以上、3点質問いたします。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

O 村長(島袋義久) ただいまの宮城 武議員のご質問にお答えいたします。 これは3点ございますから、順を追ってお答えいたしたいと思います。

1点目の加工施設の管理者は公募制をもって選考し、公平に審査を行いましたかという ことについてでございますが、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条 例及び大宜味村公の施設に係る指定管理者選定委員会設置要綱の規定に基づき、公平な手 続を踏まえて審査、選定しております。 2点目の大宜味物産振興会とは契約を切るという話についてでございますが、ご承知のように、平成15年9月の地方自治法の一部改正する法律施行に伴い、改正前の地方自治法に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に公の施設の管理に関する条例を改正し、指定管理者制度を導入する必要があり、平成17年4月に大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を施行し、同12月に第3次大宜味村行政改革実施計画による指定管理者制度導入の方針を決定しております。村といたしましては、法に基づき、平成19年4月より指定管理者制度の導入を目指し、制度移行手続を進めてきたわけでありまして、先ほども申し上げましたとおり、条例や要綱等に基づき、公正な手続を踏まえて、管理委託制度から指定管理者制度への移行手続を行ってきたのでありますので、当然に管理委託制度における契約は終了し、指定管理者へかわるものであり、議員の質問のようなことはありません。聞いておりません。

また、3点目の東村の施設でもシークヮーサーを取り扱うことを承知しているかにつきましては、東村が事業主体として平成19年度沖縄北部振興対策事業により、北部地域で生産される熱帯果樹を原料とした加工施設の製造施設、また、体験型観光機能をあわせ持つ施設計画とし、主な取り扱い原料といたしましてはパイナップル3,600トン、タンカン100トン、シークヮーサー100トンを年間原料処理可能な施設として建設し、平成21年4月供用開始を予定し、計画をしていることは、北部広域市町村圏事務組合の理事会においても説明を受け、その中身は確認をしてございます。

- O 議長(宮城功光) 6番 宮城 武議員。
- 6番(宮城 武) 公平な公募をもって選考したと、そして以前に契約を切るとか、 そういう話は聞いたことがないということですが、それでは私が前回質問しました、その 場所で選考委員の責任者たる者が、次はあなた方準備しておきなさいという発言をしたと。 前回の定例会においては、私の記憶にございませんという答弁でしたけれども、これを聞 いてみますと、その言葉を発した際に、そこの職員の方から、はっきりした言葉ですから、 こういう場所はこういう話をしていいのかと、いずれはばれるという発言をされてとめら れたはずです。これは、固有名詞も入っていますね。そして、その場所にいた周りの方も、 それを聞いてびっくりしたという話を確認できています。

そして、シークヮーサー振興組合が新しく昨年度法人化されたということで、名称が合同会社大宜味シークヮーサー振興組合、これは村としては当初の名称と合同会社になるという話は聞いていたのか、それから、その組合員数ですね。当初は、330以上の組合員を

もって設立するという話でしたが、現実的にはどういうふうになっているのか。

一番問題であります公募制をしいて、平成19年2月の時点で設立総会を開いたとありますが、これは正式な設立総会ではなかったはずです。そして、公募の際には、指定管理者になろうとする法人その他団体を公募しなければならないという手続を踏まえての公募と。ということは、その時点では、平成19年2月の段階ではまだ団体として認証するには値しなかったんではないかと。

今、私の手元にあります大宜味シークヮーサー振興組合の資産が9万円ですか、資本金が9万円と。これは、公募する際に、一番重要なポイントですけれども、公募する管理職の方々、委員長を含め副委員長、それから、これは皆さん課長クラスの方が管理職で公募の委員になったと思いますが、こういうものを踏まえての、私は当初から申し上げていますように、実態のない、まだ現実に営業もしていない会社を選定し、ここ1年半過ぎてもいまだに活動、あるいは実績というものが全く見えていないと。上がってきたのが、資本金9万円と、稼働の予定が、これはまだ実績のないもので案でしか出てきません。私の手元の資料、これはシークヮーサー振興室からいただきましたけれども。1年半を過ぎて、まだ稼働されていないと、おかしいんじゃないですか。

もちろん、議員の皆さんは、村からの説明で絶対大丈夫という部分で賛成されたと思いますが、このために、この1年半の間に村はどれくらいの投資をしているんですか、あるいは資金を捻出して裁判というものに踏み込んだんですか。これは村民全体ですか、農家の方々ですか。この農家の方々も、実質の損失は受けていないはずです。

- 議長(宮城功光) 宮城議員にお願いします。何を聞きたいのか、質問したい件をはっきりと言って質問してください。今、質問にはなっておりません。
- 〇 6番(宮城 武) これから入りますので。

では、村としては、平成19年2月の段階、公募の段階で、このシークヮーサー振興組合は稼働するというふうに判断したのか、あるいは翌年の5月までには総会を開いて、平成19年度は確実に事業を始めるという予測のもとで指定管理者に指定したのかですね。それから、先ほど質問しました組合員の数です。

そして、もう一つ、この計画書の案というのは、大宜味物産振興会が提出した案のものと書類あるいは記述の部分が全く似てきていますが、これはどういう理由でこのシークヮーサー振興組合が提出できたのか、確認したいと思います。

〇 議長(宮城功光) 休憩します。

O 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午前10時14分)

- O 議長(宮城功光) 答弁を求めます。シークヮーサー振興室長。
- シークヮーサー振興室長(山城 均) ただいまの質問にお答えしたいと思います。 平成19年、指定管理者に選定される以前の団体についてということで、シークヮーサー 振興組合なんですが、まず基本的に公募の応募状況におきまして、先ほども議員のほうか らありましたが、法人または団体ということで、その団体につきましても確実な、団体と しまして、たしか……

(発言する者あり)

O シークヮーサー振興室長(山城 均) 村としては、その応募について受け付けをしまして、団体として認めて、審査をしておりますので。まず、審査項目、基準の中からの25の項目に基づきまして審査しておりまして、議員が質問しておりました実績等、そういったものを加味しているのかということなんですが、あくまでもそういう審査基準に基づきまして選定をしておりまして、必ずしも実績が優先するというものでの判断ではありません。そういう状況で選定されております。

組合員数の数につきまして、この指定管理者に公募するときには、まず大宜味村のシークヮーサー生産部会を中心に組織されておりまして、104名の部会員に、また同意者としまして約200名の村民が賛同しまして、組合員としましては104名、同意者を含めると300名以上ということで、団体としての設立ということになっていると聞いております。

計画書につきましてのこと、類似しているということでありますが、この加工施設の運営等、また機能等を踏まえていきますと、加工施設の基本である事業計画等がございまして、それに基づいて作成していきますと、やはり収支等ですか、そういったものの計画は似てくるものと考えられます。

以上です。

- O 議長(宮城功光) 6番 宮城 武議員。
- 6番(宮城 武) 今の答えの中に、類似するものがあると。このシークヮーサー振 興組合の事業計画案を作成したのは、組合員のメンバーではなくてJAの職員です。私が

前回の定例会から言っていますように、ある場所で、次回はあなた方、準備しておきなさいとJAのメンバーに言ったと、その場所というのは、はっきり申しまして、要は大宜味村とシークヮーサーの情報交換の場であったと。

このシークヮーサー振興組合さんが当初の村に提示した場所が大宜味村大兼久150番地、これは場所はどこですか。村の方々、特に管理職の方々は知らないはずないと思いますが。ということは、当初からこれはでき上がったものでしょう。場所、情報交換の場でそういうふうに言う、これは下手すると談合とか、そういうふうなものになったら大変なんじゃないですか。というふうな、それを一番危惧していますが、一番はそれを公正にただす選定委員会の皆さんが、果たしてその役割を担ったかどうかです。これは物すごい責任問題になると思います。もちろん当の私ども議員もそうです。裁判に行くまでのその前で、とめるべきはとめなきゃいけなかったんではないかと思う部分もあります。

さらに、競合します将来的な加工施設、本来であれば、加工施設をやる場合に、大宜味村加工所施設の場合というのは、他との競合を起こさないためにシークヮーサーの搾汁を制限されているはずです。これは、東村のほうの総合加工施設もそれは可能だったのではないか。この質問には答えていただきたいと思います。同じ地域、隣の村で100トンも同じような容量の搾汁を可能にすると。大宜味村は不利になります。東村の加工施設は総合的に加工が可能ですが、大宜味村の場合は今まだその機能を果たしていませんので、その辺に対して将来的に大宜味村の加工施設、どのように発展していきたいのか、改めて村の今後の展開をお伺いしたいということと、先ほど言いましたように、談合の疑い、あるいはそれに近い形の今回の加工所施設の公募に対しては大変疑問を持っておりますし、村としてはどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

以上、2点です。

〇 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前10時21分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時21分)

- 議長(宮城功光) 一般質問を進めます。村長。
- 村長(島袋義久) ただいまの武議員のご質問2点について、選定委員会の経過等に

つきましては副村長のほうでお答えし、そして、東村の総合計画、施設の、これは今仮称ということで総合農産物加工施設ということで大きく3つある中の、シークヮーサーが100トンという同じ規模でありますね。そこの説明だとか話の中で、私はこれは競合するということをかなり強調して、それはよくないんだという、一応反対と意思表示をしております。ただ、その中における、ここはパインが主になってくるものですから、前面に出てくるのは。全体として、そういう向こうの施設が一応認定といいますか、採択されたということになりますけれども、今後はお互いの大きなシークヮーサーの大宜味のブランドと、大宜味の特性を生かしたシークヮーサー、これは農業振興でございますから、できるだけというよりは、もう大宜味村の絶対前に進めていくという自信と、それから今やっぱり村民の一致協力をした形をしっかり整える中で、工場を維持しながら発展させていきたいと。

東にも、また県のほうにも、その競合について、こういうことをしないようにするから という話も直接私は受けて、個人的な立場でありましたが、そういうような形を受けてお りますから、精いっぱい努力をして、大宜味村のことはさらに発展させていくというふう な方向を見出していきたいと思います。

- 〇 議長(宮城功光) 副村長。
- 副村長(宮城重徳) それでは、今、宮城議員の質問にお答えしています。

選定委員会での事前のでき上がりのものを選定というものについての件でございますけれども、選定委員会で事前に選定するようなことは、これはできませんし、あり得ません。そして、その点については先ほど村長が2点目の答弁したとおり、管理委託制度から指定管理者制度へ手続する移行の中で、適正に指定管理者にかわるものとしての制度でありまして、当然に契約が終了するという基本的な認識のもとにこれは行われておりまして、村長が先ほど答弁したとおりの認識のもとで行っております。

O 議長(宮城功光) 以上で宮城 武議員の質問を終わります。

◇ 金 城 勇 議員

- 高長(宮城功光) 次に、中学校の移設について、金城 勇議員。
- O 5番(金城 勇) おはようございます。一般質問を行います。

中学校の移設について、塩屋湾外海の埋立地に中学校の移設計画があるが、移設が妥当なのか伺いたい。

なぜ、埋立地に中学校を移設しようということになったのか、現在の中学校での存続は 考えなかったのか、中学校の歴史または自然環境、安全性、交通安全なども含まれますが、 その他、防災等々で移設が妥当なのか、村長の考えをお伺いします。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの金城 勇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、なぜ埋立地に中学校を移設しようということになったのかという質問と、現在 の中学校での存続は考えなかったかという質問は、相関連するものと思いますので、まと めてお答えいたしたいと思います。

昭和55年竣工の校舎の老朽化や体育館の基礎部の一部が水路部に突出して建てられており、狭隘な敷地に限界ぎりぎりで施設建設がなされた経緯があることや、運動場が直接100メートルのレーンが設置できない扁平な敷地形状である中で、背後に山が迫っていて、前面が国道という現敷地では、後々の施設整備のための敷地拡張が不可能であると判断し、これらの敷地の問題等が解決できるということや、通学圏が村全域に至ることを考慮し、中学校を現在での存続でなく、村のほぼ中央に位置する埋立地へ移設する計画になりました。

埋め立て申請時の土地利用計画の検討後の埋立地利用計画について、昨年11月の住民説明会で、中学校の移設につきましては当面5年以内の緊急性、必要性の高い施設として整備をしたいとの説明をしてきました。それは、校舎、体育館の学校施設の老朽化で改築が急がれているという問題と、高率補助で整備する必要があるという財政的な事情もあり、平成22年度に中学校を整備する計画を説明してまいりました。

中学校の歴史または自然環境、安全面、防災等々で埋立地への移設が妥当なのかについてでございますが、村内唯一の中学校で、本村の将来を担う子供たちを大事に育てる場として最も心血を注いでいる村内唯一の中学校でありますので、大宜味村の統合中学校として28年のすばらしい歴史、伝統と豊かな自然環境は大事にされるべきものであります。今後とも、子供たちの安全面、防災面を念頭に置いて、中学校の整備に力を入れていきたいと考えております。

今後は、中学校の環境整備の充実や移設につきましては、教育委員会で今計画されています地域教育懇談会等での議論や多くの村民の意向を踏まえ、教育委員会としっかり相談あるいは調整しながら進めていきたいと考えているところであります。

- O 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 埋立地に中学校を移設する理由を述べてもらいましたが、やはり狭い地域であるとか、山が迫るとか、国道が目の前にあるとか、そういうことはかえって埋立地のほうが条件は悪いんじゃないかなと思うんですけれども。その防災関係です、塩害であるとか、潮害であるとか、また津波・台風、それの安全面を考えると、埋立地のほうがよっぽど危ないと。

今までは30年近く、子供たちやPTAの皆さん、先生方がそのシークヮーサーを植樹して、今収穫も得ていると。シークヮーサー以外の植栽もありますけれども、自然豊かな、そばに川が流れ、目の前に海があると。海もリーフがある海ですので、そんなに荒波を立てるようなことはありませんし、防潮林、防風林も育っている状況であります。

村長初め、事あるごとに皆さん、卒業式とか入学式とかのあいさつで、やっぱりシークヮーサーを絡めてあいさつをなさっていますけれども、やはり村花、村木であるシークヮーサー、その学校のイメージ、そういうのはやはり絶やしてはいけないんじゃないかなと思います。喜如嘉小学校とかは桜がイメージであると、大宜味小学校は立派な松がありますし、塩屋小学校なんかはガジュマルとか、津波なんかも国道沿いにいつもきれいな花を植えかえて、そういう学校の植物を育てていく上でのとても大切な環境だと思います。

先ほど村長が、教育委員会で懇談会とか、そういう教育委員の中で話し合われるという ことでしたけれども、教育長の意見も伺いたいと思います。今後、この移設についてどう いうふうに住民に説明されて、これからどういうふうな進め方をするのか、そこら辺、委 員とかでも話をなさっているのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

- **〇 議長(宮城功光)** ちょっと金城議員、通告にないものだから教育長にはちょっと。
- 5番(金城 勇) すみません、わかりました。今、村長が教育委員会の話を出されたものですから、失礼しました。

そういうことを改めて学校の安全性というか、今まで積み上げてきたOBの方々、その PTAがやはり、今よく村民から聞かれるわけです。前におられた先生方もそうですけれ ども、なぜあそこに移すのかと、そういうことを私のほうでは答えられませんので、村長 に聞いてくださいとかということを言ったことがあるんですけれども、そこら辺を十分村 民に納得できるようなことで説明すべきだと思います。そこら辺をお伺いしたいと思いま す。

〇 議長(宮城功光) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいまの環境が非常に整ってきたと、そして、シークヮーサーということを中心にしながら特色ある学校に変わっていて、かなり周辺環境もよくなったんじゃないかということでございますし、また、当時は先ほど申し上げましたように、土地の今の中学校の面積ではこれから大きく拡張できるという余地が余りないんじゃないかと。いわゆる学校の施設は、どんどん制度が変わっていく中で、施設も変わっていく。例えば、今中学校にある多目的教室だとかコンピューター教室だとかというようなことは、学校創立当初のころの計画の中の義務的な部分には入っていなかったんです。それが、当時の文部省の計画の中でこれが入ってきまして、新たに設置しなきゃいけない。そういうことが出てきた、あのときもせっかくつくっていた庭の中にまたつくりかえるということがあったりして、それから義務であるプールとかいうようなこともどうしても必要になってくるんで、そういうことから考えると、将来もっと開けていく余地を一定確保しておかないと、将来の環境施設整備も難しくなるんじゃないかというようなことがあったことは確かであります。

今おっしゃるような防災等、あるいは危険度の問題から、新しくこれからつくっていく と、将来かなり時間がかかってこういう形になるだろうと思いますので、今おっしゃるよ うな環境の整備等も、あるいは安全防災等の面からも、さらに議論を深めるといいますか、 特に教育委員会の立場を尊重しながら、その意見を聴取して、調整をしながら進めていき たいというふうに思っております。

- 〇 議長(宮城功光) 金城 勇議員。
- 5番(金城 勇) 今の答弁を聞きますと、なかなか移設計画を進める方針であると 強い意思があるような気がしますけれども、やはり今の埋立地のあの場所、本当に風当た りが強いと、それから植栽してもなかなか育ちにくいんじゃないかということと、交通の 面ですね、今ほかの議案でもありますけれども、国道とのT字の関係あたりも、やはり事 故が多くて危険度が高い場所でありますし、そこら辺を余計学校ができるとなると交通量 も多くなると。そこら辺の安全性もよく考えられて、この委員会などで話し合っていただ きたいんですけれども。やはりもっともっと住民の意見を聞かれて、移さなければよかっ たというような意見が将来出ないような格好で、十分に説明等を行っていただきたいと思 います。

以上です。

O 議長(宮城功光) 以上で金城 勇議員の質問を終わります。

◇ 平 良 嗣 男 議員

- 議長(宮城功光) 次に、謝名城林道の維持管理について、平良嗣男議員。
- 9番(平良嗣男) それでは、謝名城林道の維持管理について一般質問をさせていた だきたいと思います。

謝名城林道は、集落地域に農耕地が少ないために、山間地に果樹を中心に農業が行われています。よって、山間地域の農業振興を図るために、道路の整備を村の補助事業により行っておりますが、その中で、大川山地域は昭和62年度、村の最後の村有林野払い下げによりまして農作地として払い下げが行われております。現在は、果樹いわばタンカン、シークヮーサーの栽培が行われています。大川山地域の農地の利用及び栽培管理は、車を利用して謝名城林道を活用している状況でありますが、しかし、現在の林道は雑草が繁茂しておりまして、幅員4メーターが狭くなり、また、道路の側溝が用水路になっているため、車の交差時には危険な状況であります。実際に、農家の方が車を転倒しそうな状況があったようであります。

よって、車両などの事故が発生しない前に道路の維持管理を行い、林道、農道などとして有効に安全に活用できる状況にする必要があろうと思いますが、下記の件について村長の意見をお伺いをいたしたいと思います。

1点目に、林道の維持管理はどこが行うのかということでございます。

2点目に、林道入り口より約1キロ先、以前災害工事で設置されておりますが、間知ブロックは谷間沿いであるため、安全を確保するためにガードレールを設置できないのかどうかをお伺いしたいというふうに思います。

3点目に、道路の安全な通行と利便性の向上を図っていくために除草作業はぜひ必要だ と思いますが、早急に行う考えはないのかどうか、その3点についてお伺いをいたしたい と思います。

〇 議長(宮城功光) 村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) ただいまの平良嗣男議員のご質問にお答えをいたしますが、3点 ございますので順を追ってお答えしたいと思います。

1点目の林道の維持管理はどこが行うのかということについてでございますが、基本的に林道事業については用地補償業務がなく、所有権は所有者のものであります。道路にお

いても、地権者管理が原則であります。しかし、主要道や生活道として活用が多い路線、 結構多いですね、その路線につきましては村で草刈りを行っている路線もございますので、 謝名城林道につきましては、議員ご指摘のとおり作業を行う予定です。

また、2点目のガードレール設置の件でございますが、これは平成14年の災害復旧事業だと認識しております。その当時、災害復旧事業でございますから、原状復旧となっていることから、ガードレールの設置がなく、現在の状況になっております。そこで、今後、関係機関への確認をいろいろ行いながら、このガードレールの設置を安全という面から考えていきたいと思っております。

それから、3点目の除草作業についてでございますけれども、結論から申し上げますと、 除草作業は行っていくというふうに考えております。ただし、作業員の日程等の都合がご ざいますので、そこを考慮しながら、時期等も考えていきたいと思っております。

さきに述べました管理の件でございますけれども、今後における管理につきましては、 地権者あるいは地域の方々とコミュニケーションを強く図りながら、役場及び地域が一体 となった管理方法を今後模索しながら、検討していきたいなと思っております。 以上です。

- 〇 議長(宮城功光) 平良嗣男議員。
- 〇 9番(平良嗣男) どうもありがとうございます。

この以前に災害工事で行われた間知ブロックがされている場所、そこら辺を、なぜそこが危ないかというと、今大変草が繁茂していると、雑草がですね。除草することにおいて、その周辺が見通しがよくなると。除草することにおいて、安全な運転をして、山に行き、帰りができるというようなことなんです。今、実際両方が本当に茂っております。これは、その道路は、今の村長が就任して、その年に一度されて、それからやられていないわけです。私も実際、現場を見ておりますけれども、本当に大変道路事情が悪いというような状況であります。

農家の皆さん方は、一生懸命タンカンやシークヮーサーを栽培して、手入れをしておるわけでありますが、もう高齢者の皆さん方が車を運転するにおいては大変危険だなというふうに思っております。そこら辺も早急に、村のほうも予算等の関連もあるでしょう、そういう中においても、事故が起こってからは遅いわけですから、そこら辺はできるものからやっていくんだというようなことで、ひとつ現場も見たでしょうけれども、再度確認しながら、そこら辺の除草作業またはガードレールの設置、そこら辺をやってもらいたいと

いうふうに思っております。

村長の答弁をお願いします。

- 〇 議長(宮城功光) 村長。
- O 村長(島袋義久) 今のご質問にお答えいたしますが、場所もちゃんとガードレールができるような状況もありますので、先ほどお答えいたしました3点について早急に実施できるように、担当課長もそれを今ずっと念頭に置いて進めておりますので、できるだけ早い時期に実行できるようにしたいと思います。
- O 議長(宮城功光) 以上で平良嗣男議員の質問を終わります。 これで一般質問を終わります。

◎休会について

○ 議長(宮城功光) お諮りいたします。委員会審査のため6月18日、さらに6月19日 及び6月20日は監査委員研修会のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、6月18日、6月19日及び6月20日の3日間は休会とすることにしました。

◎散会の宣告

O 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時43分)

平成20年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成20年6月24日

1. 開議、閉会の日時

開 議(平成20年6月24日 午後3時00分)

閉 会 (平成20年6月24日 午後3時34分)

2. 出席議員(10名)

1番議員 大 城 佐 一 6番議員 宮 城 武

2番議員 新 城 一 智 7番議員 具志堅 朝 秀

3番議員 友 寄 景 光 8番議員 平 良 英 勝

4番議員 東 武 久 9番議員 平 良 嗣 男

5番議員 金 城 勇 10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員(0名)

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

なし

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程(第1号)

日程番号	事件番号	件名	摘要
4	承 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	委員長報告 質疑~表決

日程番号	事件番号	件名	摘要
2	議 第31号	大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑~表決
3	議 第32号	大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関す る条例	委員長報告 質疑~表決
4	議 案 第33号	平成20年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑~表決
5	議 第34号	平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正 予算	委員長報告 質疑~表決
6	議 第35号	平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正 予算	委員長報告 質疑~表決
7	議 第36号	農業用用水施設整備工事の請負契約について	委員長報告 質疑~表決
8	議 第37号	村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負 契約について	委員長報告 質疑~表決
9	議 第38号	村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負 契約について	委員長報告 質疑~表決
10	議 第39号	村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負 契約について	委員長報告 質疑~表決
11	意 見 第 5 号	北部地域救急ヘリ事業存続対策に関する意見書	提案説明 付託省略
12		閉会中の継続調査について	
13		議員派遣の件	
14		議長派遣の件	

◎開議の宣告

○ 議長(宮城功光) これから本日の会議を開きます。

(午後 3時00分)

◎承認第4号、議案第31号及び議案第32号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、 日程第2 議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例及び日程第3 議 案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の3件について、一括し て議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

平成20年6月24日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会 委員長 新城 一智

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
承認第4号	専決処分の承認を求めることに	ついて	承 認 全会一致
議案第31号	大宜味村手数料徴収条例の一部	を改正する条例	可 全会一致
議案第32号	大宜味村人事行政の運営等の状	況の公表に関する条例	可 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました承認第4号、議案第

31号及び議案第32号の3件について、総務常任委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、6月17日午後1時開会時間を午前11時に繰り上げて審査いたしました。

まず、承認第4号について報告します。

平成19年度大宜味村老人保健特別会計において、国庫負担金等の交付決定額が負担金所要額を下回ったことにより、特別会計全体の歳出が歳入を上回り、それによって不足額260万円を平成20年度予算から繰り上げ充用して補う必要が生じたとの説明がありました。なお、本案についての質疑、討論はなく、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、大宜味村手数料徴収条例の住民票に係る手数料の分類を明確にすること、また、 国の特別交付税措置の拡大に伴い、平成22年までの期間に限り、住民基本台帳カードの交 付手数料を無料化し、住民サービスの向上と住民基本台帳カードの普及促進を図るもので す。本条例の施行は、平成20年7月1日からとなっております。

なお、本案についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いた しました。

次に、議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について報告 いたします。

本案は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、大宜味村の人事行政の運営等の状況の報告及び報告の公表が必要なため制定するものです。内容といたしましては、任免、職員数、給与の状況、勤務時間、その他の勤務条件、分限及び懲戒処分、服務の状況、研修及び勤務成績の評定の状況、福祉、及び利益の保護の状況等を公表するものです。本条例の施行は公布の日からとなっております。

なお、本案について質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお願いします。

O 議長(宮城功光) 以上で委員長の報告を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、委員長の報告に対する質

疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて討論を行います。先に反対 者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、委員長の報告のと おり承認されました。

これから議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第31号 大宜味村手数料徴収条例の一部を改正する条例については、 委員長の報告のとおり可決されました。 これから議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について、 委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例について採 決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第32号 大宜味村人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第33号~議案第35号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、 採決

○ 議長(宮城功光) 日程第4 議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、 日程第5 議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び日程第6 議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成20年6月24日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審查特別委員会 委員長 大 城 佐 一

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第33号	平成20年度大宜味村一般会計補	甫正予算	原案可決 全会一致
議案第34号	平成20年度大宜味村国民健康保	R 険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第35号	平成20年度大宜味村簡易水道等	事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致

(大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長(大城佐一) ただいま議題となりました議案第33号から 議案第35号までの3件について、予算審査特別委員会における審査の結果について一括し て報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、6月18日午後1時開会時間を午前11時に繰り上げて審査をいたしました。

3件の補正予算について、いずれも質疑、討論はなく、その審査結果は次のとおりであります。

議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算、議案第34号 平成20年度大宜味村 国民健康保険特別会計補正予算、議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計 補正予算、3件について、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。 よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長(宮城功光) 以上で予算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これから議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に 対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。 先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。 本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

O 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第33号 平成20年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論 を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第34号 平成20年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論

を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

採決

したがって、議案第35号 平成20年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第36号~議案第39号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、

○ 議長(宮城功光) 日程第7 議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について、日程第8 議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約について、日程第9 議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負契約について及び日程第10 議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負契約についての4件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

平成20年6月24日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

経済建設常任委員会 委員長 宮 城 武

委員会審查報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条 の規定により報告します。

記

事件の番号	件	名	審査の結果
議案第36号	農業用用水施設整備工事の請負	契約について	可 全会一致
議案第37号	村道安根塩屋線道路改良工事(て	1工区)の請負契約につい	可 全会一致
議案第38号	村道安根塩屋線道路改良工事(て	2工区)の請負契約につい	可 全会一致
議案第39号	村道安根塩屋線道路改良工事(て	3工区)の請負契約につい	可 全会一致

(宮城 武経済建設常任委員会委員長 登壇)

O 経済建設常任委員会委員長(宮城 武) ただいま議題となりました議案第36号から 議案第39号までの4件について、経済建設常任委員会における審査の結果について一括し て報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、産業振興課長及び建設環境 課長の出席を求め、6月18日午前10時から審査をいたしました。

まず、議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について報告します。

本案は、集落地域整備事業(喜如嘉地区)の一環で、田嘉里地内に平成19年度から農業 用用水施設整備の一部が施行済みで、今回の工事の概要は、幹線配水路1,229.14メートル、 支線配水路1,882.48メートル、給水栓工57カ所、取水工1カ所の整備事業で、平成21年4 月から計画的な農業用用水を供給する予定との説明でした。

請負契約金額は1億1,025万円、契約の相手は有限会社山口建設で、工期は平成20年6月27日から平成21年2月27日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しま した。

次に、議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約について報告します。

本案は、沖縄北部振興対策特定開発事業の平成19年度事業で、塩屋湾外海埋立地内の村 道安根塩屋線道路改良工事で、繰越明許費の手続を終え、今回の提案となっております。 工事概要は、根路銘側の国道58号線と埋め立て側の村道安根塩屋線が接続するT型交差点 の工事で、村道から国道に車の乗り入れに必要な視距等の交通制御があり、国道側改良が 280メートルとなっております。なお、交通安全対策として、交差点部分に横断歩道2カ 所や夜間照明3基の設置及び村道側に一時停止制御を行うよう計画しているとの説明でし た。

請負契約金額は7,035万円、契約の相手は株式会社沖縄緑建で、工期は平成20年6月27日から平成21年1月13日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しま した。

次に、議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負契約について報告します。

本案は、沖縄北部振興対策特定開発事業の平成19年度事業で、塩屋湾外海埋立地内の村 道安根塩屋線道路改良工事で、繰越明許費の手続を終え、今回の提案となっております。 工事概要は、塩屋側の国道58号線と村道念蒲エーガイ線及び埋め立て側の村道安根塩屋線 が交差する十字型の交差点の工事で、両村道から国道に乗り入れが必要となり、交差点交 通制御・設計条件により視距等の制御があり、国道の改良が304メートルとなっておりま す。なお、交通安全対策として交差点部分に横断歩道や夜間照明4基の設置及び両村道側 に一時停止制御を行うよう計画しているとの説明でした。

請負契約金額は6,720万円、契約の相手は有限会社大喜建設で、工期は平成20年6月27日から平成21年1月13日までとなっております。

なお、本件についての討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。 次に、議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負契約について報告します。

本案は、沖縄北部振興対策特定開発事業の平成19年度事業で、塩屋湾外海埋立地内の村道安根塩屋線道路改良工事で、繰越明許費の手続を終え、今回の提案となっております。工事概要は、塩屋湾外海埋立地内の幹線道路で、起点・終点を国道58号線とし、計画交通量の2,300台/日、第3種第3級の計画道路であり、ルートは公有水面埋立地の土地利用計画を踏襲する計画として、北から走る幹線道路で、設計速度40キロ/hrです。歩道は全区間において左側設置(陸側)と、右側は施設配置計画のある箇所に設置し、植樹を計画しているとの説明でした。

請負契約金額は7,560万円、契約の相手は合資会社宮城産業で、工期は平成20年6月27日から平成21年1月13日までとなっております。

なお、本件についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しま した。 よろしくご審議のほどお願い申し上げて、報告といたします。

○ 議長(宮城功光) 以上で経済建設委員長の報告を終わります。

これから議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について討論を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、議案第36号 農業用用水施設整備工事の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

(7番議員 午後3時20分退場)

O 議長(宮城功光) これから議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の 請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第37号 村道安根塩屋線道路改良工事(1工区)の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

(7番議員 午後3時20分入場)

O 議長(宮城功光) これから議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の 請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負契約について討論 を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負契約について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第38号 村道安根塩屋線道路改良工事(2工区)の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負契約について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事 (3工区) の請負契約について討論 を行います。先に反対者の発言を許します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負契約について採決

いたします。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(举手多数)

〇 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって、議案第39号 村道安根塩屋線道路改良工事(3工区)の請負契約については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第11 全員発議により提出されました意見案第5号 北部地 域救急へり事業存続対策に関する意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(8番 平良英勝議員 登壇)

〇 8番 (平良英勝) 意見案第5号 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出しま す。

平成20年6月24日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

提出者 平良英勝 友寄景光 新城一智 東 武久 具志堅朝秀 金城 勇 大城佐一 宮城 武

賛成者 平良嗣男

提案理由 北部地域救急へリ事業存続を求めることについて、関係機関へ要請するため。 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書

現在、北部における医療体制は、中南部地区と比して著しく劣っております。国道331号から県道70号線にかけての国頭東線が走る国頭地区、離島である伊平屋村、伊是名村では、たとえ県中部地域にドクターへリが配備されても、15分以内に現場到着が果たせない以上、救命率の向上にはつながりません。さらに、これまでの民間救急へリ2機での年間出動件数から考えると、年間20から30件の救急事案重複は避けられず、ドクターへリ1機での対応は不可能であり、地域医療格差の解消にはつながりません。

事実ドクターへリの全国的配備が進行することに伴い、各県1機配備体制が見直されつ

つあります。厚生省ドクターへリ事業開始後すぐに2機配備体制を敷いた静岡県に続き、 千葉県は今年度2機目のドクターへリ配備を決定し、さらに北海道は次年度2機目の配備 を目指し、道としてその配備先の検討も含めた調査予算を計上しました。

安田、古宇利診療所の閉鎖を待つまでもなく、いかに北部地域医療を改善し他地域との 医療格差を縮めるかが問われています。北部地域におけるドクターへリを配備することが 求められています。

つきましては、下記事項の実現に向け、特段のご配慮を賜りますよう強く要請します。

記

- 1 地域医療格差の解決を図るために北部救急へリ運航継続を図るための施策を進めること。
- 2 今年度導入される沖縄県ドクターヘリとの出動範囲のすみわけを行い、本島周辺離 島各地域を過不足なくカバーできる体制を構築する施策を進めること。
- 3 北部救命救急体制の抜本的解決を図るために、地域救命救急センター配備を図るための施策を進めること。
- 4 離島医療の充実を図るために、ヘリコプターを利用した巡回診療を実現するための施策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月24日

沖縄国頭郡大宜味村議会

あて先

厚生労働大臣 沖縄県知事

○ 議長(宮城功光) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

〇 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

意見案第5号 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第5号 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書については、 委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これより意見案第5号についての討論を行います。先に反対者の発言ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから意見案第5号 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書について採決いたします。

本案は原案に賛成の方の挙手をお願いします。

(举手全員)

〇 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって、意見案第5号 北部地域救急へリ事業存続対策に関する意見書については、 原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査について

O 議長(宮城功光) 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題 といたします。

総務常任委員長から所管事務調査のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり閉会中の継続審査の申し入れがあります。

お諮りします。委員長から申し入れのとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査にすることに決定しました。 平成20年6月24日

大宜味村議会議長 殿

総務常任委員会 委員長 新城 一智

閉会中の継続調査申出書

本委員会、所管事務調査のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件

- ① 後期高齢者医療制度について
- ② 防災について
- ③ 村有地の管理状況について
- 2. 期 限

平成20年6月24日~平成21年2月28日

◎議員派遣の件

○ 議長(宮城功光) 日程第13 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

議員派遣の件

平成20年6月24日

本議会は、地方自治法第100条第12項及び会議規則第121条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

記

- 1. 件名:北部市町村議会議員·事務局職員研修会
- (1) 目 的 北部市町村議会議員の資質向上に資するため
- (2) 派遣場所 伊江村
- (3) 期 間 平成20年7月1日~7月2日の2日間
- (4) 派遣議員 全議員

◎議長派遣の件

O 議長(宮城功光) 日程第14 議長派遣の件を議題とします。

お諮りいたします。沖縄県人ブラジル・アルゼンチン移民100周年記念式典に伴う派遣についてをお諮りします。ブラジル・アルゼンチン移民100周年記念に8月21日から9月5日までの16日間、この際、議長を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、議長を派遣することに決定しました。

O 議長(宮城功光) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(宮城功光) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第5回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 3時34分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員